

議案第 38 号

三豊市緑ヶ丘総合運動公園条例の一部改正について

三豊市緑ヶ丘総合運動公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 3 月 1 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市緑ヶ丘総合運動公園条例の一部を改正する条例

三豊市緑ヶ丘総合運動公園条例（平成 18 年三豊市条例第 227 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条ただし書中「次の各号のいずれかに該当するときは」を「利用者の責めに帰することのできない理由により利用ができなくなった場合は」に改め、同条各号を削る。

第 1 6 条第 2 号中「規則」を「教育委員会規則（以下「規則」という。）」に改める。

第 1 7 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第 1 第 1 号備考中 4 を削り、5 を 4 とし、6 を 5 とし、同表第 2 号を次のように改める。

(2) 附属施設・設備器具を利用する場合

(単位：円)

利用施設設備名	単位	使用料
会議室	1時間	200
休憩室	1時間	200
控室	1時間	200
シャワー(温水)	1回	100
トレーニングルーム	1回	200
スタジオ	1時間（音響設備及び冷暖房の使用料を含む。）	2,000
放送設備（アリーナ）	1式 (プレーヤー、レコーダー、マイク及び電光掲示装置の使用料を含む。)	2,000
フロアシート コートマット	1枚	500
玄関前広場	1時間	500
2階フロア	1時間	200
備品貸出	ラケット1本	200

備考

- 1 トレーニングルームは、中学生以下の者は利用することができないものとする。
- 2 会議室、休憩室又は控室の冷暖房を使用する場合は、1 時間当たり 2 0 0 円の使用料を徴収するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の三豊市緑ヶ丘総合運動公園条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例による改正後の三豊市緑ヶ丘総合運動公園条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

【議案第38号関係】

三豊市緑ヶ丘総合運動公園条例（平成18年三豊市条例第227号） 新旧対照表 一部改正（抄）

改正後（案）	現 行
（使用料の還付） 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、<u>利用者の責めに帰することのできない理由により利用ができなくなった場合は</u>、既納の使用料の全部又は一部を利用者に還付することができる。 （削除） （削除） （指定管理者が行う管理の基準） 第16条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、指定管理業務を行わなければならない。 （1）業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。 （2）施設の休日及び利用時間その他施設の利用に関する基本的な条件は、<u>教育委員会規則（以下「規則」という。）</u>に定めるところによること。 （3）関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に施設の管理を行うこと。 （委任） 第17条 この条例に定めるもののほか、運動公園の管理運営に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 別表第1(第7条関係) 総合体育館使用料 （1）メインアリーナを利用する場合 略 備考 1 （1）の表の部分利用は、アマチュアスポーツに利用する場合に限る。 2 電気・水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。 3 特別の設備に要する経費は、利用者の負担とする。 （削除） <u>4</u> 市外者の使用料は、上記金額の1.5倍の額とする。 <u>5</u> 上記により計算した使用料に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。	（使用料の還付） 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当するときは</u>、既納の使用料の全部又は一部を利用者に還付することができる。 <u>（1）利用者の責めに帰することのできない理由により利用ができなくなった場合</u> <u>（2）利用2日前までに許可申請の取下げを申し出て、還付することが適当であると認めるとき。</u> （指定管理者が行う管理の基準） 第16条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、指定管理業務を行わなければならない。 （1）業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。 （2）施設の休日及び利用時間その他施設の利用に関する基本的な条件は、<u>規則</u>に定めるところによること。 （3）関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に施設の管理を行うこと。 （委任） 第17条 この条例に定めるもののほか、運動公園の管理運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。 別表第1(第7条関係) 総合体育館使用料 （1）メインアリーナを利用する場合 略 備考 1 （1）の表の部分利用は、アマチュアスポーツに利用する場合に限る。 2 電気・水道及びガスを多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。 3 特別の設備に要する経費は、利用者の負担とする。 <u>4 利用日以外の日の準備及び整理等のために利用する場合の使用料は、各利用区分の半額とする。</u> <u>5</u> 市外者の使用料は、上記金額の1.5倍の額とする。 <u>6</u> 上記により計算した使用料に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(2) 附属施設・設備器具を利用する場合

(単位：円)

利用施設設備名	単位	使用料
会議室	1時間	200
休憩室	1時間	200
控室	1時間	200
シャワー(温水)	1回	100
トレーニングルーム	1回	200
スタジオ	1時間 (音響設備及び冷暖房の使用料を含む。)	2,000
放送設備 (アリーナ)	1式 (プレーヤー、レコーダー、マイク及び電光掲示装置の使用料を含む。)	2,000
フロアシート コートマット	1枚	500
玄関前広場	1時間	500
2階フロア	1時間	200
備品貸出	ラケット1本	200

備考

- 1 トレーニングルームは、中学生以下の者は利用することができないものとする。
- 2 会議室、休憩室又は控室の冷暖房を使用する場合は、1時間当たり200円の使用料を徴収するものとする。

(2) 付属施設・設備器具を利用する場合

(単位：円)

利用施設設備名	単位	使用料
会議室	1時間	200
保健相談室	1時間	200
控室	1時間	200
シャワー(温水)	1回	100
トレーニングルーム	1回 回数券 (11回)	200 2,000
放送設備	1式 (プレーヤー、レコーダー、マイク、電光掲示装置を含む。)	2,000
フロアシート コートマット	1枚につき	500
玄関前広場	1時間	500
2階フロア	1時間	200

備考

- 1 小学校5、6年生及び中学生がトレーニング器具を利用する場合は、特に筋力の強化を必要とする者で、所属する学校長の同意書を携帯した場合にのみ利用できる。
- 2 会議室、保健相談室、控室の冷暖房を使用する場合は、1時間当たり200円の使用料を納入すること。